第１０号様式（第１３条関係）

施 工 体 制 等 点 検 表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名 |  | 低入札工事 |
| 作成建設業者名 |  | 該当・非該当 |

Ⅰ　事 前 点 検

◎請負業者より提出された施工体制台帳の整備状況を事前に点検

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　事　項 | 結　果 |
| １．施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか |  |
| ① 作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号 |
| ② 健康保険等の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） |
| ③ 建設工事の名称、内容及び工期 |
| ④ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地 |
| ⑤ 監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び監督員の権限、請負人の注文者に対する意見の申出方法が記載された請負人への通知書の写し |
| ⑥ 監理（主任）技術者の氏名、その者が有する技術者資格（工種）及びその者が専任の技術者であるか否かの別 |
| ⑦ 現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び現場代理人の権限、注文者の請負人に対する意見の申出方法が記載された注文者への通知書の写し |
| ⑧ 専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容 |
| ⑨ 下請業者の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類 |
| ⑩ 全ての下請業者の請け負った工事名称、内容及び工期 |
| ⑪ 全ての下請業者が注文者と下請契約を締結した年月日 |
| ⑫ 下請工事に監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等を記載した請負人に対する通知書の写し |
| ⑬ 下請業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等を記載した注文者への通知書の写し |
| ⑭ 下請業者が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別 |
| ⑮ 下請業者が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容 |
| ⑯ １次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地 |
| ２．施工体制台帳の添付書類は揃っているか |
| ⑴　２次以下の下請業者を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認（全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない） |  |
| （元請業者と1次下請業者が締結した下請契約書について確認） |
| ア．建設工事標準下請契約約款を使用イ．同約款に準拠した内容をもつ下請契約書を使用しているウ．その他 | ア･イ･ウ |
| 点　検　事　項 | 結　果 |
| ⑵　イ又はウの場合、下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか |  |
| ①　工事内容、　②　請負代金の額、　③　工事着手の時期及び工事完成の時期 |
| ④　請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法 |
| ⑤　設計変更又は工事着手の時期の延長若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更，請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め |
| ⑥　天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め |
| ⑦　価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 |
| ⑧　工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ⑨　注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは，その内容及び方法に関する定め |
| ⑩　注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| ⑪　工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法 |
| ⑫　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑬　契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑶　監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し） |  |
| ⑷　監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（医療保険資格確認証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し） |  |
| ⑸　作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し |  |
| ３．再下請負通知書の整備状況 |
| ⑴　再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備はないか |  |
| ⑵ 再下請負通知書の健康保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） |  |
| ⑶　通知人が下請業者と締結した請負契約書が添付されているか |  |
| ４．元請の施工範囲等を確認（直営施工部分はあるか、主たる部分を請け負わせていないか等） |  |
| ５．一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか |  |
| ６．不必要な重層下請となっていないか |  |
| ７．上請け、横請けの可能性の確認 |  |
| ８．下請人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の下請をさせていないか |  |
| ９．作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上になっていないか |  |
| 10．低入札工事に該当する場合、下請との契約金額が、低入札価格調査時の見積金額と比較し大きく乖離していないか |  |

Ⅱ　現 場 点 検

◎現場における標識、施工体制、技術者等の点検

１．標識等の掲示

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　事　項 | 結　果 |
| ⑴　下請業者が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請業者に提出すべき旨の掲示 |  |
| ⑵　すべての建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識の掲示 |  |
| ⑶　建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示 |  |
| ⑷　労災保険に関する掲示 |  |

２．施工体制等

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　事　項 | 結　果 |
| ⑴　施工体制台帳は現場に備え付けられているか |  |
| ⑵　指導監督機関の長に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか |  |
| ⑶　施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか |  |
| ⑷　元請業者の直営部分の施工状況の確認 |  |
| ①　事前点検時に一括下請等の可能性がある場合については、より詳細に確認 |
| ②　直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認 |
| ⑸　下請業者が工事の一部を再下請に出している場合、下請業者の直営部分の施工状況を確認 |  |
| ⑹　下請業者の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあっては1,500万円以上)の下請をさせていないかどうか確認 |  |
| ⑺　元請業者が下請業者の保険加入状況を把握し、未加入業者への指導を行っているか確認 |  |

３．監理（主任）技術者の配置状況

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　事　項 | 結　果 |
| ⑴　監理（主任）技術者の現場専任制等について（監理技術者に対しては資格者証の提示を求める） |  |
| ①　当該監理（主任）技術者の現場専任制の確認 |
| ②　当該監理（主任）技術者が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認 |
| ③　当該監理（主任）技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認 |
| ④　当該監理（主任）技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認 |

４．下請業者の使用状況

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　事　項 | 結　果 |
| ⑴　施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか |  |
| ⑵　下請業者の施工状況、内容及び下請負金額が下請契約書に同じか |  |
| ⑶　下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について |  |
| ①　当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額4,500万円以上） |
| ②　当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認 |
| ③　当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認 |
| ④　当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認 |